

東京都立神代高等学校 全日制課程 生活指導内規

- 第1条 この内規は、学校教育法、同施行規則および東京都立学校の管理規定に関する規則に基づいて、教育上必要と認めるとき、本校生徒に行う懲戒処分および特別指導について定めたものである。
- 第2条の1 この規定に定める懲戒処分とは、退学、停学、訓告、訓戒その他とし、性行不良で改まる見込みがないと認められた者、学校の秩序を乱した者等に対して行う。
- 第2条の2 この内規に定める特別指導とは、謹慎、訓戒、説諭その他とし、生徒の教育を受ける権利を保障し、教育的配慮をもって、保護者との連携の下で、生徒の判断力や社会性を育てる目的で行う。対象は、暴力・暴言、窃盗、器物破損等の反社会的行為、飲酒、喫煙、自動車・バイク登校、定期考査不正行為・業務妨害等の学校の秩序と安全を乱す行為、いじめ、名誉棄損、誹謗中傷、肖像権の侵害など他者の人権を侵害する行為等とする。
- 第3条 懲戒処分を行う必要があると考えられる場合、校長は東京都教育委員会と事前に協議した上で、判断するものとする。
- 第4条の1 特別指導の内容は、行為の影響、生徒の状況、周囲との関係、過去の事例等を踏まえ、校長が決定する。
- 第4条の2 謹慎は学校での登校謹慎を原則とし、必要に応じて家庭謹慎も可とする。また、謹慎期間中は出席扱いとする。
- 附則 この規定は、令和3年4月1日から施行する。

【参考】「東京都立学校の管理運営に関する規則」

(生徒の懲戒)

第二十三条の一 学校教育法第十条に規定する懲戒は、退学、停学、訓告、訓戒その他とする。

第二十三条の二 退学、停学または訓告は、校長が行い、訓戒その他の懲戒は、教育上必要な範囲内で校長が定める。